

食を活用した冬季誘客促進事業業務委託

企画提案コンペ 審査会設置要領

第1条（目的）

この要領は、「食」をテーマとした冬季旅行商品造成販売事業業務の契約候補者を選定するための審査方法等を定める。

第2条（審査会及び審査員）

審査会は、次の者をもって構成する。

- （1）審査員長 誘客推進課 課長
- （2）審査員 一般社団法人秋田県観光連盟 専務理事
- （3）審査員 誘客推進課 政策監

2 なお、審査会当日の審査が難しい等、審査員を変更する必要がある場合は、審査員長が代理の者を選定することとする。

第3条（所掌事務）

審査会は、次の事項を所掌する。

- （1）企画提案書等及びプレゼンテーションの評価
- （2）受託候補者の選定

第4条（評価項目）

- （1）目的や期待する効果の実現性
- （2）コストの優位性
- （3）実施体制の妥当性

第5条（選定方法）

- （1）全てのプレゼンテーション、ヒアリング終了後、事務局が審査票を回収し、これを合計して得点とする。
- （2）審査員毎に算出した得点を提案者毎に集計し、提案者の総得点とする。

(3) 合計点が最も高い者が、個別の審査項目の点数が著しく低い場合や、過半数の審査員が最も高い点数を付与した者と異なる場合など、検討の必要があると判断される場合は、審査員の合議により決定する。

(4) 最も合計点が高い者が複数の場合は、審査員の合議により決定する。

第6条（審査会の庶務）

審査会の庶務は、秋田県観光文化スポーツ部誘客推進課が行う。

第7条（その他）

この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査員長が別に定める。